

日本弁護士連合会 事務総長
春 名 一 典 御中

公 開 質 問 状

平成26年9月4日

法曹人口問題全国会議

代 表 伊澤 正之 (栃木県弁護士会)
代 表 小出 重義 (埼玉弁護士会)
代 表 立 松 彰 (千葉県弁護士会)
代 表 辻 公 雄 (大阪弁護士会)
事務局長 武本夕香子 (兵庫県弁護士会)
事務局次長 及川 智志 (千葉県弁護士会)

平成26年8月1日付日弁連新聞に掲載された貴職作成の日弁連短信（以下、「本件短信」と言います。）について、下記の通り質問させて戴きますので、9月17日限り、書面によりご回答下さいますよう申し入れます。なお、本公開質問状及び貴職作成の回答書につきましては、法曹人口問題全国会議のメーリングリスト、ホームページ等で公開させて戴きますので、公開を前提としてご回答下さいますようお願い致します（Fax 072-787-8011/e-mail 「veritas7@abeam.ocn.ne.jp」）。

記

1. 「四つの課題を一体として検討」することの意味内容

貴職は、本件短信において「①司法試験合格者をまず1500人にまで減員②法科大学院の定員・入学者数の大幅削減③予備試験の制度趣旨を踏まえた運用④法曹養成過程における経済的支援という四つの課題は一体として検討されなければならない」と記載しているが、「四つの課題は一体として検討されなければならない」というのはいかなる意味か。「四つの課題」が「一体として検討」された場合、法科大学院の定員・入学者数の大幅削減が実現するまで、司法試験合格者数を1500人に削減しないという結論になるのか。

2. 「四つの課題」を「一体として検討」しなければならない理由

(1) 理論的理由

①乃至④の四つの課題は、必ずしも相関関係に立つわけではなく、それぞれ別個に実現を目指すこともできると思われるが、「四つの課題」を「一体として検討」しなければならないとする理論的根拠は何か。理論的ではない政策的な

理由というのであれば、その理由についても回答されたい。

(2) 手続的根拠

日弁連の「法曹人口政策に関する提言」には「司法試験合格者数をまず1500人にまで減員し、更なる減員については法曹養成制度の成熟度や現実の法的需要、問題点の改善状況を検証しつつ対処していくべきである。」とあり、1500人にまで減員するのに条件は付けられていない。貴職が「まず1500人にまで減員」するのに、他の3つの課題と「一体として検討」実現すると考える手続的根拠は何か。

3. 日弁連の活動

貴職は、本件短信において「四つの課題は一体として検討されなければならず、この方針に基づいて日弁連執行部は対外的な働き掛けを行ってきた」としている。しかしながら、前述したとおり「司法試験合格者を『まず』1500人にまで減員」と記載されているとおり、司法試験合格者数を1500人に減員するのに他の条件は付けられないが、これまでの日弁連執行部は法曹人口問題に関して対外的にいかなる働き掛けを行ってきたのか。年間司法試験合格者数を1500人へ減員することを求める際に何らかの条件をつけて申し入れをしてきたのか。

4. 法科大学院協会との対話

貴職は、本件短信において「法科大学院協会とも対話を重ねている。」と記載しているが、これまで法科大学院協会との間で何回の対話を重ねてきたのか。それぞれの機会の対話の内容はどうであったか。

5. 「露骨な数の議論」の意味

貴職は、「本年度司法試験合格者数が何人になるかは重要な問題である。しかし、露骨な数の議論は社会的には受け入れられない。」としているが、この「露骨な数の議論」とは具体的にどのような内容を意味するのか。これまで「露骨な数の議論」を行ってきたと評価しうる団体や主張内容について具体的に指摘されたい。

6. 日弁連の活動方針

「露骨な数の議論は社会的には受け入れられない」とあるが、基本的人権、特に少数者の人権を擁護し、社会正義を実現すべき日弁連は、世評ばかりを気にして正しいことも言わないという姿勢ではなく、弁護士の使命に照らして言うべきことを堂々と言うことが重要と思われるが、日弁連は、世評を気

にしすぎるのではないか。日弁連は、世評に沿って活動していく方針なのか。

7. 「司法の縮小傾向」の意味

(1) 貴職は、本件短信で「数を減らすだけでは司法の縮小傾向を再び生み出すことにつながる。」と記載している。年間司法試験合格者数を1000人にしても5万人以上に達することが予想されるが、「数を減らすだけ」とは、司法試験合格者及び弁護士人口について、どれくらいの人数を前提とした議論をしているのか。

(2) また、「司法の縮小傾向を再び生み出す」とは何時、いかなる状況を指しているのか。現在の弁護士人口は法曹需要と比較して過剰とは思わないのか。

8. 法曹需要との関係

近時の訴訟件数の減少傾向、業務拡大の努力にもかかわらず、業務拡大が実現できていないこと、人口の減少傾向、特に生産年齢の人口の急減等超少子高齢化社会の到来等々を勘案すると、司法の縮小傾向はむしろ当然の帰結とも言えるが、法曹需要の多寡に関わらず、弁護士を増員させるべきであると考えているのか。

9. 司法改革による社会的弊害

(1) 貴職は、本件短信において「司法制度改革の理念を実現するにふさわしい高度で専門的な法的能力と豊かな人間性の基礎を育む法曹養成制度を構築し、法曹としての出発点を質量共に充実させねばならない。」としている。

就職難、(就職難による) オンザジョブトレーニング不足、不祥事の急増、法曹志願者、特に法科大学院志願者の激減等々法曹界におけるゆがみや弊害は司法改革によるものではないのか。

(2) これら社会的弊害やゆがみを除去するには、どのような方法を探るべきと考えているのか。

第10 「質量共に充実」との意味

貴職は、本件短信において「法曹としての出発点を質量共に充実させねばならない」と記載しているが、質の充実のほか、「量」の「充実」とは、具体的にいかなる内容を指しているのか。事務総長としての立場からして、増員と誤解されるようなことを言うのではなく、直ちに1500人とさらなる減員を強調するのが役目ではないのか。

以上